



子育て



障害年金を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるよう見直します

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分(令和3年5月支払)から障害年金を受給している方の児童扶養手当の算出方法が変わります。

●見直しの内容

① **児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります**

3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

※障害基礎年金以外の公的年金(遺族年金・老齢年金・労災年金・遺族補償)などを受給されている方は、これまでと変わりません。

② **支給制限に関する所得の算定が変わります**

障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する所得に非課税公的年金給付等(障害年金、遺

族年金、労災年金、遺族補償など)が含まれるようになります。

● **手当を受給するための手続き**

すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は申請不要です。それ以外の方は児童扶養手当を受給するための申請が必要ですので、左記へお問い合わせください。なお、3月1日より前であっても、事前申請は可能です。

●支給開始月

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたために児童扶養手当を受給できなかった方のうち、3月1日①に支給要件を満たしている方は、6月30日②までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

TEL 問 子ども幸福課 本3階 (23) 8932

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少したひとり親世帯に対して「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給しています。申請期限は2月26日①です。申請がまだお済みでない方は、支給対象になっていないか今一度ご確認ください。

● **支給対象となる方(次の①および②に該当する方)**

① 令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、申請時点収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※令和2年7月分以降に児童扶養手当を受給し始めた方を含みます。

② 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さまを監護などしている方(平成14年4月1日より後に生まれのお子さまが対象です)

● **給付金額**…1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算(再支給分も併せて申請できます)

● **申請期限**…2月26日①
問 子ども幸福課 本3階 (23) 8932

流産・死産で赤ちゃんを亡くされた方へ

流産や死産を経験された方が、普段なかなか話すことができない赤ちゃんへの思いや、悩みを体験者同士で語り合う「カーネーションの会」を開催しています。話さずに聴いているだけでも大丈夫です。

● **日時**…3月13日①午前10時～正午

● **場所**…那須看護専門学校(那須塩原市前弥六54・1)

● **費用**…200円

● **持ち物**…赤ちゃんにまつわる品物(必須ではありません)

● **その他**…同日午後、大切な方を亡くした方々が語り合う会も開催されます。

※新型コロナウイルスの感染状況により中止となる場合があります。

問 子ども幸福課 本3階 (23) 8634

問 申 仲山水生 080(9541)4918

乳幼児健康診査などの実施会場が変更になります

大田原保健センターで行っている次の事業は令和3年4月から大田原市福祉センターで実施します。

●対象事業

- ① 4か月児健診
- ② 10か月児健康相談
- ③ 1歳6か月児健診
- ④ 2歳児歯科健診
- ⑤ 3歳児健診
- ⑥ すこやか相談
- ⑦ 乳幼児健康相談

※①～⑥の事業の対象者には、対象日の2～3週間前に個別に通知します。

問 子ども幸福課 本3階 (23) 8634



本 本庁舎（新庁舎）

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

生 生涯学習センター

体 県立県北体育館

3月1日(月)～7日(日)は「子ども予防接種週間」です

予防接種により、ワクチンで防げる病気から子どもたちを守ることができます。

お子さまの母子健康手帳を確認し、未接種の場合は受けようようにしましょう。

特に、4月から入園入学を控えているお子さまは、接種漏れがないようにご注意ください。

なお、受ける場合は、かかりつけの医療機関に予約してから受けましょう。

※法定外の予防接種は、一部助成となりますので、事前にご確認ください。

健康政策課 本3階
TEL (23) 8975

健康・福祉



人工透析者通院燃料費助成の申請はお済みですか

年度ごとに申請が必要ですので、今年度分の申請がお済みでない方は、2月末までに申請ください。

●対象

▼市内に住所を有している方
▼腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている方

▼人工透析療法を受けるため、週2回以上、片道1km以上の医療機関へ自家用自動車を利用して通院している方

▼大田原市福祉タクシー利用者証の交付を受けていない方

▼市税などの滞納がない方

●助成額：年間の通院距離に、1kmあたり10円を乗じた額を助成(週2回まで、片道30kmを上限)

●持ち物：▼身体障害者手帳

▼当該通院に利用する自家用自動車の自動車検査証▼自立支援医療受給者証または特定疾病療養受療証▼本人名義の通帳▼印鑑

●申請場所：▼福祉課▼湯津上支所総合窓口▼黒羽支所総合窓口

問 福祉課 本3階
TEL (23) 8921

出張献血のお知らせ

献血は命をつなぐボランティアです。ご協力お願いします

ます。

●日時：2月25日(土)午前10時～午後4時

●場所：市役所1階 市民協働ホール

●対象：16歳～69歳の健康な方
※65歳以上の方の献血については、献血したく方の健康を考慮し60～64歳の間に献血経験がある方に限ります。

問 栃木県赤十字血液センター 推進課
TEL 028(659)0114

市障害者相談支援センターが移転します

現在、大田原市保健センター内設置の「大田原市障害者相談支援センター」が、3月29日(土)から、市庁舎A別館1階へ移転します。

移転の都合上、移転日前後は電話が繋がりにくい場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

○障害者相談支援センター

TEL (20) 6751

電話番号に変更はありません

問 福祉課 本3階
TEL (23) 8954

【第2弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金について

栃木県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間の短縮にご協力いただいた事業者に対し、協力金を支給します。

●対象期間 ①令和3年1月15日(金)20時から2月7日(日)24時までの全24日間
②令和3年1月16日(土)20時から2月7日(日)24時までの全23日間

●支給額 対象期間①1店舗あたり144万円、対象期間②1店舗あたり138万円

●対象店舗 栃木県全域の通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業していた飲食店(カラオケ店を含む)
※下記の店舗などは営業時間短縮要請の対象とはなりません。

▶テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー▶自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)▶ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合など

●申請要件 以下の①～⑧の要件を全て満たす必要があります。

①栃木県内に対象店舗を有すること。②対象店舗に係る「食品衛生法(昭和22年法律第233号)」に基づく営業許可証(飲食店および喫茶店に係る許可に限る)に記載されている事業者であること。③令和3年1月13日(緊急事態宣言日)より前に、必要な許可などを取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年2月7日(時短営業要請期間の最終日)以降であること。④対象店舗において、通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、令和3年1月15日20時または16日20時から令和3年2月7日24時までの全期間、5時から20時までの間に営業時間を短縮(休業を含む)すること。⑤酒類を提供する店舗においては、酒類の提供時間を11時から19時までの間とすること。⑥「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条に規定する「暴力団員等」に該当しないこと。⑦「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」などを掲示していること。⑧営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名などを公表することに同意すること。

●受付期間 令和3年2月8日(日)から3月5日(金)まで(郵送の場合当日消印有効)

●申請方法 インターネットまたは郵送 ※詳細は栃木県のホームページをご覧ください。

問 協力金コールセンター TEL 028-341-1787

受付日時 令和3年3月5日(金)まで(土(日)祝を含む) 午前9時～午後5時

栃木県ホームページ▶

